2018 年度　平安女学院大学　日本国憲法

第８回「Ⅲ．基本的人権：経済的自由権　①所有権絶対」

2018.06.07.　佐藤

はじめに

1.前回講義

1)内容：論点→強制的同姓制度が憲法の平等権に反するか否か、法→憲法 14 条、民法の同姓婚、最判、
諸説→合憲(→選択的別姓制度に反対)、違憲(→選択的別性制度に賛成)

2)Reading Assignment に関する設問についての解説

①夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦になろうとする者の協議に委ねているものであるから

②婚姻前の氏を通称として使用すること

2.今回講義：基本的人権(精神的自由権→新しい人権・プライバシー権、経済的自由権)

3.Reading Assignment に関する設問：以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①最高裁は、景観利益を法律上どのようなものと解しているか。

②最高裁は、景観利益に対する違法な侵害といえるためには、少なくとも何が必要と述べているか。

１．事例から

1)幼児・初等教育の事例：保育園騒音［資料：朝日新聞 2014 年 9 月 17 日付］

2)最高裁判決の事例：国立市マンション事件［資料：朝日新聞 02.12.18、04.10.27、06.3.31］
鞆の浦事件［資料：朝日新聞 2009 年 10 月 1 日］

＊設問：所有権は景観権によって制約されるか否か

２．所有権

1)特徴：物に対する全面的・包括的な支配権（民法 206 条）

2)物　1.有体物（民法 85 条）　⇔　無体物　cf.著作物、発明　→　民法以外の法律へ
2.「不動産」：土地・建物（民法 86 条１項）
「動産」　：不動産以外（民法 86 条２項）

3)「所有権絶対の原則」の意義：封建的土地所有制度を否定、近代資本主義制度の前提

4)制限：法令の制限内（憲法 29 条、民法 206 条）、公共の利益(憲法 29 条)
権利濫用（民法１条３項）による制限

３．景観権

1)国立市マンション事件

事例：所有地にマンション建築、２０m 規制の国立市条例に違反（裁判所も認定）
しかし、条例違反のまま建築を進めマンションが完成し入居
→20m を超える部分の撤去を求めることができるか否かが争点

2)景観利益の保護法益性

最高裁：景観利益は法律上保護に値する、違法な侵害には社会的相当性を欠くことが必要
→私法上の法益保護を認めるが、公法違反などが必要

高裁：個々の国民が独自に私法上の個別具体的な権利・利益としては享受できない
→公法的規制に一元化し、私法上の法益保護を排除

地裁：土地所有権から派生したものとしての景観利益が法的保護に値する
→私法上の法益保護を認容

[自己点検]

1)Reading Assignment に関する設問への解答

2)自己点検　a)講義の論点　　←論点とは、Yes/No で答えられる具体的な問題点

b)論点にかかわる法状況　　←「法」とは、法律（この講義の場合には憲法も含む）と判例法

c)論点についての諸見解　　←諸見解とは、学説であり、最高裁判決でもあります

*最高裁判決は、ルールですから「法」ですが、同時に一つの見解にすぎないものでもあります。

3)自由記述　a)講義に関する質問

b)その他

[課題提出者数]

	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/07	6/14	6/21	6/28	7/05	7/12	7/19	7/26
保育(71)	71	70	69	69	70	69	68								
子供(67)	65	65	66	66	62	60	63								

[次回講義への Reading Assignment]

松本恒雄「入学辞退と学納金返還請求」消費者法判例百選(2010 年)90 頁、91 頁